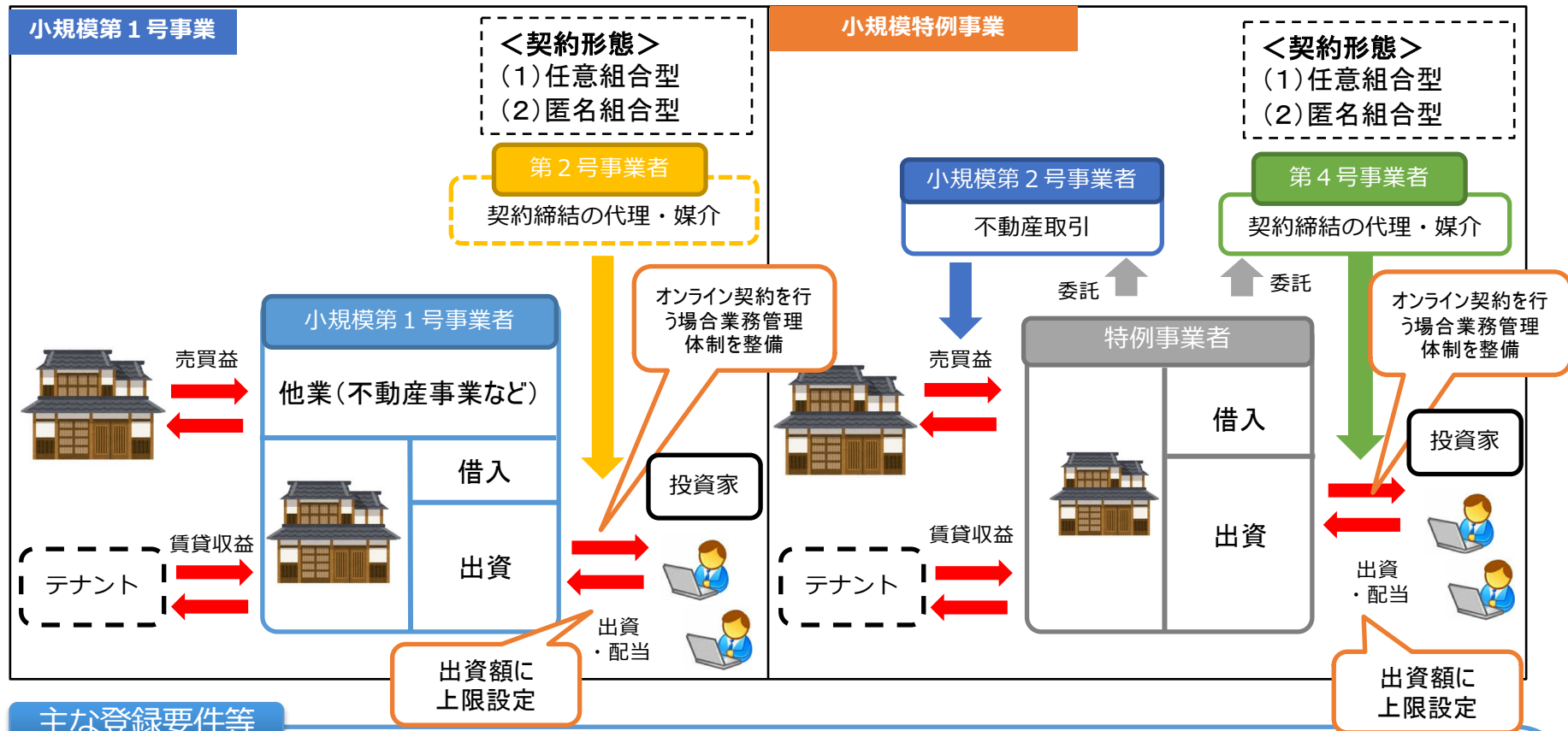


小規模不動産特定共同事業の創設

< 小規模不動産特定共同事業（登録制） >



主な登録要件等

- 投資家一人あたりの出資額及び投資家からの出資総額がそれぞれ原則100万円、1億円を超えないこと
- 資本金（小規模第1号事業者：1000万円、小規模第2号事業者：1000万円）
- 純資産要件：純資産 \geq （資本金 \times 90/100）
- 宅建業の免許
- 事業を適確に遂行するために必要な財産的基礎、人的構成
- 基準を満たす契約約款
- 事務所ごとの業務管理者配置（不特事業3年以上、登録証明事業（ARESマスター、ビル経営管理士、不動産コンサルティングマスター））
- 5年ごとの登録更新